

# 柔道整復師法に基づく施術所の届出済証明書交付要領

大津市保健所

## (趣旨)

第1条 この要領は、柔道整復師法(昭和45年法律第19号。以下「法」という。)第19条第1項に規定する施術所の開設届出事項に係る届出済証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (申請)

第2条 法第19条第1項の規定により施術所開設の届出をした者は、保健所長に対し、施術所開設届出済証明書の交付申請(様式第1号)を行うことができる。

## (交付)

第3条 前条の規定による交付申請があった場合には、保健所長は内容を審査のうえ、施術所開設届出済証明書(様式第2号)及び施術所開設届出済証(様式第3号)(以下「証明書等」という。)を交付するものとする。

## (返納)

第4条 前条の規定による証明書等の交付を受けた者は、施術所を廃止した場合には、保健所長に速やかに返納しなければならない。

## (手数料)

第5条 第3条に規定する証明書等の交付については、手数料を徴収しない。

## (掲示場所)

第6条 証明書等は、施術所内又は施術所入口付近に掲示するものとする。

## (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

(様式第1号)

## 柔道整復師施術所開設届出済証明書交付申請書

年 月 日

(あて先)  
大津市保健所長

開設者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり施術所開設届出済証明書の交付を受けたいので、柔道整復師法に基づく施術所の届出済証明書交付要領第2条の規定により申請します。

記

1 施術所の名称	
2 開設の場所	
3 開設年月日	



## 施術所開設届出済証明書

### 証明事項

- 1 施術所の名称
- 2 開設の場所
- 3 開設者の氏名
- 4 開設年月日

上記は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条第1項に規定する施術所の届出事項に相違ないことを証明する。

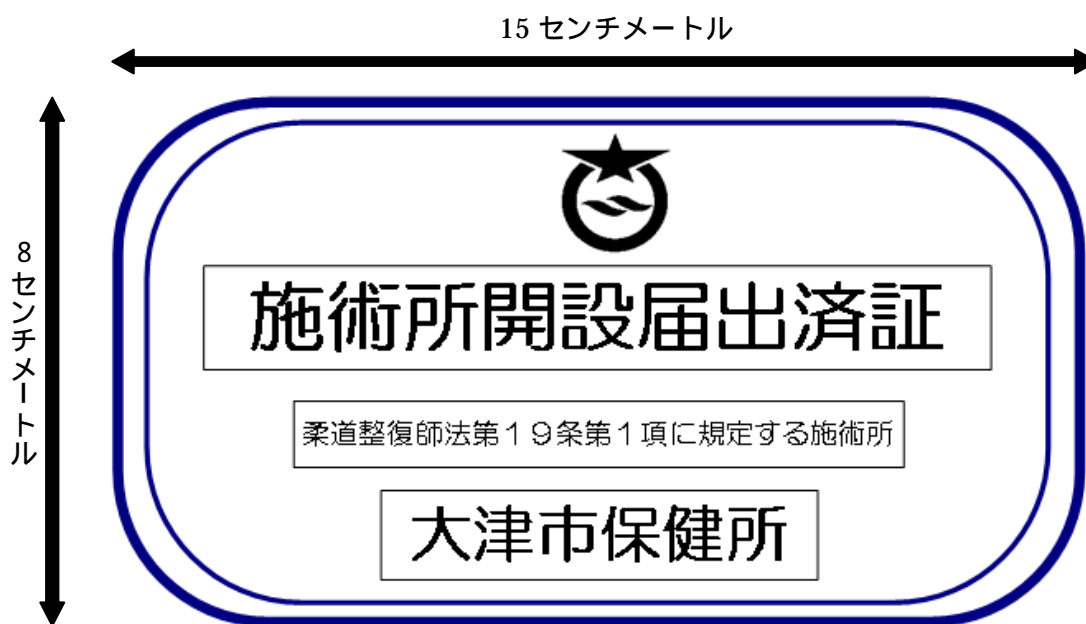
年 月 日

大津市保健所長



備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(様式第3号)



備考 防水加工されたシールであること。